

○鈴鹿工業高等専門学校職業紹介業務運営規則

平成16年4月1日
規則第23号

鈴鹿工業高等専門学校職業紹介業務運営規則

(総則)

第1条 本校は、職業安定法(昭和22年法律第141号)第33条の2の規定に基づき、本校学生及び本校卒業後6ヶ月を経ない卒業生(以下「卒業生」という。)に対し無料の職業紹介事業を行う。

第2条 この事業に関する業務(以下「紹介業務」という。)は、学生委員会において行い、その事務は学生課において行う。

(求人)

第3条 求人の申込は、次の各号の一に該当するものを除き、すべてこれを受理する。

- (1) 申込の内容が法令に違反しているとき。
- (2) 雇用条件が不相当であるとき。
- (3) その職業が教育上不相当と認められるとき。

第4条 求人は、所定の文書によって申込まなければならない。ただし、これによりがたいときは、便宜の方法によって申込みことができる。

第5条 求人者は、求人申込の際、業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件を明示しなければならない。

(求職)

第6条 本校の学生又は卒業生は、すべて求職を申込みことができる。ただし、申込の内容が法令に違反するとき、又はその職業が教育上不相当と認められるときは、これを受理しない。

第7条 求職は、本人が直接、申込まなければならない。

(紹介の原則)

第8条 本校の行う職業紹介は、求職者にはその希望と能力に応じた職業を、求人者にはその希望に適合する求職者を、紹介するよう努めるものとする。

第9条 本校が学生又は卒業生を求人先に紹介するに当たっては、学生委員会の議を経て学校長の推薦状をもってこれを行う。

第10条 労働争議に対しては中立の立場をとるため、ストライキ又はロツクアウトの行われている求人者への紹介は、一時中止する。

第11条 紹介業務関係者は、この事業を行うに当たって知り得た情報のうち、個人の不名誉又は不利益となるようなものについては、すべて秘密とし、他にこれを漏らしてはならない。

第12条 紹介業務関係者は、この事業を行うに当たっては、すべての求職者及び求人者に対して公平に取り扱わなければならない。

第13条 本校の紹介業務により雇用関係が成立したとき又は不成立となったときは、求職者及び求人者双方において、本校に対し、その旨を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。